

第29期事業報告書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

株式会社 多摩ニュータウン開発センター

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

- ① 当期（平成28年4月から平成29年3月まで）における我が国経済は、政府の経済政策を下支えとして企業収益や雇用環境等が改善するなど、一年を通じた経済全体の基調としては緩やかな回復が継続いたしました。一方では、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念に加え、米国や英国における経済政策の動向など、海外経済の下振れリスクなどがあります。

不動産事業では、都心部を中心に首都圏の空室率の更なる低下が見られるなど、引き続き堅調に推移した一方、賃料水準が伸び悩むとともに郊外への影響は鈍く、今後も、東京五輪に向けた首都圏での再開発の影響等に留意していく必要があります。

こうした状況のもと、平成28年度の当社事業を振り返ってみると、ビル賃貸については、パオレでは懸案だった高層棟の大規模空室のうち8階9階に金融機関システム開発部門の入居があり、7階でも学習塾入居が相次いであったことから入居率が大幅に向上し、当期の平均入居率は、賃貸対象面積に対する比率で前期比4.9%増の96.5%となっています。

また、施設建築物については、機能維持や魅力向上を目指し、基本照明のLED化や内装の改修などを着実に展開しています。

なお、暫定土地利用事業として行ってまいりました三井アウトレットパークへの土地貸付事業につきましては、東京都が直接貸し付けることとなったことに伴い、平成27年11月末をもって終了しています。

- ② 当社事業の第二の柱である駐車場賃貸では、ガレリア・ユギに入居したテナントによる大口利用の効果で、第2駐車場の利用が増えたこともあり、利用率は2.61台/日（前期比0.02台/日増）となりました。
- ③ また、当社の重要な課題である平成13年11月の民事再生計画の履行については、株式会社イトーヨーカ堂と東京都に対する借入金が残っており、平成24年2月から株式会社イトーヨーカ堂に対する弁済を行っております。

以上の結果、当期の売上高は1,540百万円（前期比5.0%減）、営業利益は376百万円（前期比8.2%減）、経常利益は376百万円（前期比8.3%減）となり、当期純利益は259百万円（前期比1.4%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は4百万円であり、主なものはパオレ高層棟エレベーターホール等の照明器具のLED化であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、ビル賃貸、駐車場賃貸をめぐる厳しい環境の中において、今後も努力し、民事再生計画の確実な履行を図るとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

- ① ビル賃貸においては、パオレの事務室部分の利用促進を図り入居率の向上に努めてまいります。また、施設建築物の適切な維持更新を図りビルの価値を高めてまいります。
- ② 駐車場賃貸においては、保有する施設の効率的な運営を図り利用率の向上に努めてまいります。
- ③ 会社運営にあたっては、コスト削減をめざし業務委託費等の経費の一層の見直しを図ってまいります。
- ④ 会社資金の運用について、大口定期預金の利用等、引き続き適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	(第26期) 平成25年度	(第27期) 平成26年度	(第28期) 平成27年度	(第29期) 平成28年度
売 上 高	1,814,225	1,728,985	1,621,320	1,540,665
経 常 利 益	465,492	401,890	410,470	376,293
当 期 純 利 益	285,128	250,366	263,561	259,965
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15,893円42銭	13,955円74銭	14,691円28銭	14,490円85銭
総 資 産	10,243,180	10,328,581	10,595,377	10,454,825

(6) 主要な事業内容

店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸

(7) 主要な事業所

本店 東京都八王子市南大沢二丁目2番地 (パオレビル7階)

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 従業員数 3名（他に嘱託5名）
- ② 平均年齢 57.2歳（嘱託含む）
- ③ 平均勤続年数 3年5ヶ月（嘱託含む）

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,940株
- (2) 当期末株主数 22名
- (3) 上位10名の株主（平成29年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東京都	9,180 株	51.2%
株式会社みずほ銀行	897 株	5.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	897 株	5.0%
株式会社三井住友銀行	897 株	5.0%
みずほ信託銀行株式会社	897 株	5.0%
株式会社りそな銀行	720 株	4.0%
東京建物株式会社	681 株	3.8%
三井住友信託銀行株式会社	540 株	3.0%
株式会社東京エイドセンター	498 株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	450 株	2.5%

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大和田元	取締役社長 (代表取締役)	
別宮浩志	取締役	東京都都市整備局次長
宮城俊弥	取締役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
広瀬敏弘	常勤監査役	
足助紀彦	監査役	株式会社みずほ銀行 公務部長
鮫島靖志	監査役	東京ガス株式会社 首都圏営業部 東京都市エネルギー部長

注1 取締役浅川英夫氏は、平成28年6月30日に辞任しました。

注2 取締役別宮浩志氏は、平成28年9月16日に就任しました。

注3 監査役広瀬敏弘氏及び足助紀彦氏は、平成28年6月27日に重任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	監査役	計
1名	1名	20,892千円

注 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成5年6月24日の第5回定時株主総会決議により、それぞれ月額2,500千円及び月額1,300千円となっております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 4,300千円

5 会社の体制及び方針

当社は、企業、特に東京都の監理団体としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を策定し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐する使用人はいないが、必要な場合は監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じたときは、監査役に報告する。また前記に係わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

・常勤監査役は、取締役会のほか重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることとする。

・監査役への報告やその他内部通報を行った取締役及び使用人に対して、当該報告や内部通報を理由に懲戒処分、その他不利益な処分を行わないものとする。

- ・ 監査役が実施する当社の業務に関する調査等の費用については、当社が負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

特に上記基本方針のなかの「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第13回委員会を平成29年3月17日に開催しました。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,749,658	流動負債	440,727
現金及び預金	2,495,822	1年内返済予定再生債務	78,662
売掛金	36,122	1年内返済予定受入保証金	117,403
有価証券	210,000	1年内返済リース債務	342
前払費用	3,439	未払法人税等	55,755
繰延税金資産	3,551	未払消費税等	35,762
その他	722	未払金	140
		未払費用	47,464
		預り金	685
固定資産	7,705,167	前受金	104,509
有形固定資産	7,704,193		
建物	3,961,869	固定負債	5,694,021
構築物	31,929	長期未払金	1,939,176
機械及び装置	1,112	再生債務	3,242,125
器具及び備品	4,282	受入保証金	352,211
土地	3,705,000	受入敷金	160,227
		リース債務	280
無形固定資産	843		
電話加入権	843	負債合計	6,134,748
投資その他の資産	130	【純資産の部】	
その他	130	株主資本	4,320,076
		資本金	897,000
		利益剰余金	3,423,076
		その他利益剰余金	3,423,076
		修繕積立金	887,000
		繰越利益剰余金	2,536,076
		純資産合計	4,320,076
資産合計	10,454,825	負債・純資産合計	10,454,825

損益計算書

（ 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
不動産賃貸収入	1,267,825	
その他営業収入	272,840	1,540,665
売 上 原 価		1,027,544
売 上 総 利 益		513,121
販売費及び一般管理費		137,002
営 業 利 益		376,118
営業外収益		
受取利息	295	
雑収入	1,019	1,314
営業外費用		
雑損失	1,139	1,139
経 常 利 益		376,293
税引前当期純利益		376,293
法人税、住民税及び事業税		114,459
法人税等調整額		1,867
当 期 純 利 益		259,965

株主資本等変動計算書

〔 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金			
		修 繕 積 立 金					
当期首残高	897,000	787,000	2,376,110	3,163,110	4,060,110	4,060,110	
当期変動額							
修繕積立金の積立	—	100,000	△100,000	—	—	—	
当期純利益	—	—	259,965	259,965	259,965	259,965	
当期変動額合計	—	100,000	159,965	259,965	259,965	259,965	
当期末残高	897,000	887,000	2,536,076	3,423,076	4,320,076	4,320,076	

個別注記表

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に基づく定額法によっております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 3～39年

構築物 6～35年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を0円とする定額法によっております。

3 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	378,721	抵当権	1年内返済予定受入保証金	62,500
土 地	2,928,000	抵当権	長 期 未 払 金	1,939,176
			受 入 保 証 金	187,500
合 計	3,306,721		合 計	2,189,176

3 有形固定資産の減価償却累計額 10,530,190 千円

4 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17,940 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している警備機器の一部については、貸借対照表に固定資産として計上しておりません。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、借入については東京都等から資金を調達しております。

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,495,822	2,495,822	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	200,000	200,000	—
満期保有目的の債券	10,000	10,005	5
(3) 長期未払金	(1,939,176)	(1,944,737)	△5,561
(4) 再生債務			
借入金	(738,276)	(741,515)	△3,238
(5) 受入保証金	(469,615)	(471,426)	△1,810

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 長期未払金、(4) 再生債務並びに(5) 受入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標をもとに算定した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2) 再生債務のうち敷金・保証金部分（貸借対照表計上額 2,582,511 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を算定すること

が極めて困難と認められるため、「(4) 再生債務」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設（土地を含む。）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
7,698,798	9,640,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(注3) 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用しておりますが、一括して時価を算定しております。

関連当事者に関する注記

- 1 名称 東京都
- 2 属性 主要株主
- 3 議決権の所有割合 51.2%
- 4 関係内容
 - (1) 役員の兼任 2名
 - (2) 事業上の関係

(単位：千円)

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注1)	20,963	—
	売掛金 (注1)	—	122
	受入敷金 (注1)	—	480
民事再生	長期未払金 (注2)	—	1,939,176
	再生債務 (注3)	—	751,159
担保提供	土地及び建物 (注4)	1,939,176	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 長期未払金 1,939,176 千円 の返済条件は次のとおりです。

平成33年2月まで据え置き、7年(年1回)返済、無利子

(注3) 再生債務 751,159 千円 の返済条件は次のとおりです。

(ア) 借入金 738,276 千円

平成30年2月まで据え置き、4年(年1回)返済、無利子

(イ) テナント敷金 12,882 千円

・再生計画認可決定確定後10年超、15年以内に契約を解除する場合

賃料の6ヶ月分相当額を物件明け渡し後2ヶ月以内、それを超える額を5年(年1回)返済

・再生計画認可決定確定後15年を超えて契約を継続する場合

物件明け渡し後2ヶ月以内に返済

(注4) 上記の長期未払金に対して土地及び建物を担保提供しております。

なお、担保提供の取引金額には、当事業年度末の長期未払金残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	240,806円94銭
2	1株当たり当期純利益	14,490円85銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 18 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 清 朗 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 立 目 克 哉 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 広瀬 敏弘 ㊟

監査役（社外監査役） 足助 紀彦 ㊟

監査役（社外監査役） 鮫島 靖志 ㊟

独立監査人の監査報告書

謄本

平成29年5月18日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
監査役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原田 清朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大立目 克哉 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上